

公 告

次のとおり、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第21条の規定に基づき公告する。

令和8年6月26日

大分県企業局長 首藤 圭

- 一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。電子入札の取扱いはこの公告に定めるもののほか、大分県電子入札運用基準による。
- 二 本案件は、価格と技術力を評価し、総合的に優れた調達を行うため、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式によるものである。
- 三 本案件は、総合評価落札方式に係る自己採点方式の試行対象案件である。
- 四 本案件は、「工場製作を含む工事」として配置予定技術者を取り扱うものである。

第1 競争に付する事項

1	工事名	令和8年度電建工第7-4号RNダムゲート外更新工事
2	工事場所	藤河内ダム 佐伯市宇目大字木浦内
3	工期	令和12年3月15日限り
4	工事概要	既設ゲート撤去 一式 新設ゲート製作 一式 新設ゲート据付 一式
5	予定価格	435,347,000円 (※予定価格×100/110=395,770,000円)
6	契約後VE方式	本案件は、契約締結後に工事目的物の機能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る提案（「VE提案」）を受け付ける契約後VE方式である。VE提案に関しては、この公告に定めるほか、大分県土木建築部契約後VE方式実施要領による。
7	総合評価に係る加算点の最高点	40点
8	施工体制評価点	15点

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件は、次の1から3の全ての競争参加資格を満たしている者に限り入札参加を認める。

1 企業

次の表にて、（1）から（4）の全ての要件を満たしていること。

区分	要件	備考
（1）業種	鋼構造物工事	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）による資格認定（格付）
（2）許可区分	特定建設業の許可を有すること。	建設業法第3条第1項第2号
（3）施工実績等	下記3の（3）の施工実績等を有すること。	—
（4）総合評定値（P点）	下記3の（4）のとおり	※鋼構造物に係るP点

2 配置予定技術者

次の表にて、（1）から（3）の全ての要件を満たす主任（監理）技術者を専任で配置できること。

区分	要件
（1）国家資格等	一級土木施工管理技士の資格を有すること。
（2）監理技術者資格等	上記1の（1）の業種に係る監理技術者資格者証を有しており、監理技術者講習を修了している者であること。
（3）雇用関係等	競争参加資格証明資料提出日以前3ヵ月以上に雇用された者であること。

ただし、配置予定技術者の兼務等は「別添 配置予定技術者の兼務等」を参照すること。

3 本店所在地等

次の表にて、（1）の本店又は支店等所在地に対応して（2）から（4）の全ての要件を満たしていること。

ただし、公告日前1年間に、大分県土木建築部から「契約後VE提案に関する優遇措置通知書（以下、「優遇通知書」という。）」を受けている場合（工種は水門・樋門（鋼構造物）とし、認められた応札回数の範囲内に限る。）は、本店所在地に係らず、他の要件を満たしていれば、入札に参加できる。（※第3の5（1）の期間内に、大分県企業局 総務課契約管財班へ優遇通知書（原本）を持参のうえ提出すること。）

区分	要件
（1）本店又は支店等所在地	大分県内に本店 九州内に本店又は支店等
（2）自社工場の保有	自社工場を保有
（3）企業の同種工事の施工実績	国、特殊法人等又は大分県内の地方公共団体が発注した、1件の請負代金額5百万円以上の河川構造物（施工場所は九州内に限る。）の鋼構造物工事
（4）総合評定値（P点）	650点以上 800点以上

注意事項

（1）	「本店」とは、建設業法に基づく主たる営業所とする。「支店等」とは、大分県との契約の委任を受けた営業所とする。
（2）	「自社工場」とは、自社が保有する可動堰、水門、樋門、樋管扉、水門扉の製作工場のこと。なお、「自社が保有する」とは、次の全てに該当するものに限る。 ア 製作工場（一定の区画）を単一の企業が運営していること。 イ 継続的に自社工場を保有していること。（工事期間中のみの賃貸借契約などの場合は、継続的に有していると認めない。） ウ 企業自らが製品管理や作業全般の工程管理などに対して、実質的に関与していること。

(3)	企業の同種工事の施工実績の対象となる工事は、平成28年4月1日以降、技術資料等の提出締切日までに完成し、引渡を受けたものとする。なお、工事は元請として施工したものとし、共同企業体として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。 また、「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に該当する法人とする。
(4)	総合評定値（P点）は、鋼構造物に係るものとし、審査基準日を令和6年10月1日～令和7年9月30日の間とする総合評定値通知書によるものとする。（合併等により大分県が入札参加資格の継承又は再認定を認めた場合は、この限りでない。）
※河川構造物工事とは、鋼構造物工事に係る可動堰、水門、樋門、樋管扉、水門扉の河川工事とする。	

第3 入札手続等

1	担当部局	大分県企業局 総務課契約管財班
	住所	大分市大手町3丁目1番1号（県庁舎新館4階）
	電話番号	097-534-1341
	E-mail	a70500@pref.oita.lg.jp
2	設計図書の閲覧	
(1)	閲覧期間	自 令和8年6月29日 9:00 至 同年7月17日 17:00
(2)	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム（ https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp ）による。
3	公告等に対する質問	
(1)	受付期間	自 令和8年6月30日 9:00 至 同年7月13日 17:00 ※開庁日の開庁時間内に限る。
(2)	提出先	大分県企業局 総務課契約管財班
(3)	方法等	公告等に質問がある場合は、(1)の期間内に(2)の部署へ電送、持参、又は郵送（書留郵便に限る）のいずれかの方法で提出するものとする。ただし、電送で提出する場合は、提出前に電話連絡を行うこと。
4	上記3の質問に対する回答（質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、電子入札システムにて閲覧に供する。）	
(1)	質問者への回答	質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く）
(2)	閲覧期間	自 (1)の回答をした日 至 令和8年7月17日 17:00
(3)	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム（ https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp ）による。
5	技術資料及び競争参加資格証明資料（以下、「技術資料等」という。）の提出 入札に参加する者は、下記のとおり技術資料等を提出すること。なお、作成方法は第6による。	
(1)	提出期間	自 令和8年6月29日 9:00 至 同年7月14日 17:00
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。なお、電子入札システム以外の方法(媒体提出用を提出したものに限る)による場合は封書にし、大分県企業局 総務課契約管財班へ提出すること。（提出期間は(1)に同じ。※開庁日の開庁時間内に限る。）
6	入札書の提出	
(1)	提出期間	自 令和8年7月15日 9:00 至 同月17日 17:00
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、令和8年7月17日 17:00までに、大分県企業局 総務課契約管財班へ厳封のうえ、提出すること。 入札回数は原則として1回とする。
7	入札金額内訳書の提出（入札書に添付すること。）	
(1)	提出期間	自 令和8年7月15日 9:00 至 同月17日 17:00
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、令和8年7月17日 17:00までに、大分県企業局 総務課契約管財班へ厳封のうえ、提出すること。
8	開札	
(1)	予定日時	令和8年8月19日 9:05
(2)	場所	企業局入札閲覧室（県庁舎新館4階）
(3)	立会い	開札の立会は、大分県電子入札立会要領による。